

(仮称) 西東京市第三次行財政改革大綱 (素案)

平成 22 年 1 月 21 日

西東京市

目 次

第三次行財政改革の基本的な考え方	2									
1 第二次行財政改革「地域経営戦略プラン」の総括	2									
2 第三次行財政改革の視点	4									
3 第三次行財政改革の実施期間	5									
4 第三次行財政改革の評価指標	5									
第三次行財政改革の取り組みの方向性	6									
第三次行財政改革の基本方針										
<table border="1"><tr><td>基本方針</td><td>市の現状を見据えた自治体経営の適正化</td><td>6</td></tr><tr><td>基本方針</td><td>歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化の徹底</td><td>7</td></tr><tr><td>基本方針</td><td>市民ニーズや地域特性を踏まえたサービス提供の仕組みづくり</td><td>8</td></tr></table>	基本方針	市の現状を見据えた自治体経営の適正化	6	基本方針	歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化の徹底	7	基本方針	市民ニーズや地域特性を踏まえたサービス提供の仕組みづくり	8	
基本方針	市の現状を見据えた自治体経営の適正化	6								
基本方針	歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化の徹底	7								
基本方針	市民ニーズや地域特性を踏まえたサービス提供の仕組みづくり	8								
第三次行財政改革大綱の実施計画・実施項目	9									
市の現状を見据えた自治体経営の適正化	9									
(1) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実	9									
(2) ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用	9									
歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化の徹底	10									
(1) 行政内部の固定的な経常経費の削減	10									
(2) 特別会計の健全化	11									
(3) 受益者負担の適正化	11									
(4) 安定的な歳入構造の確立	12									
(5) 新たな歳入項目の創出	12									
市民ニーズや地域特性を踏まえたサービス提供の仕組みづくり	13									
(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供	13									
(2) 市民目線による事務改善・効率化	14									
(3) 成果を重視した組織運営体制の整備	14									
(4) 市の役割の拡大に備えた対応力の強化	15									
用語解説(50音順)	16									

第三次行財政改革の基本的な考え方

1 第二次行財政改革「地域経営戦略プラン*」の総括

西東京市では、行政需要の拡大、行政サービスの主体の多様化、地方分権の進展、財政基盤の強化などの課題に対応するため、「市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供」「自立した都市としての強固な財政基盤の確立」「改革の推進力の持続・強化」という3つの基本方針のもと、経常収支比率をはじめとする5つの財政指標を評価指標に設定するなど、可能な限り数値化した目標を掲げて改革を実施してきました。

財政面では、累積80億円を超える財政効果を生み出し、5つの評価指標のうち、基礎的財政収支*（プライマリーバランス）、市債現在高倍率*、財政調整基金現在高比率*について比較的良好な値を維持してきた一方で、経常収支比率*及び実質経常収支比率*については目標の達成が困難な状況となっています。

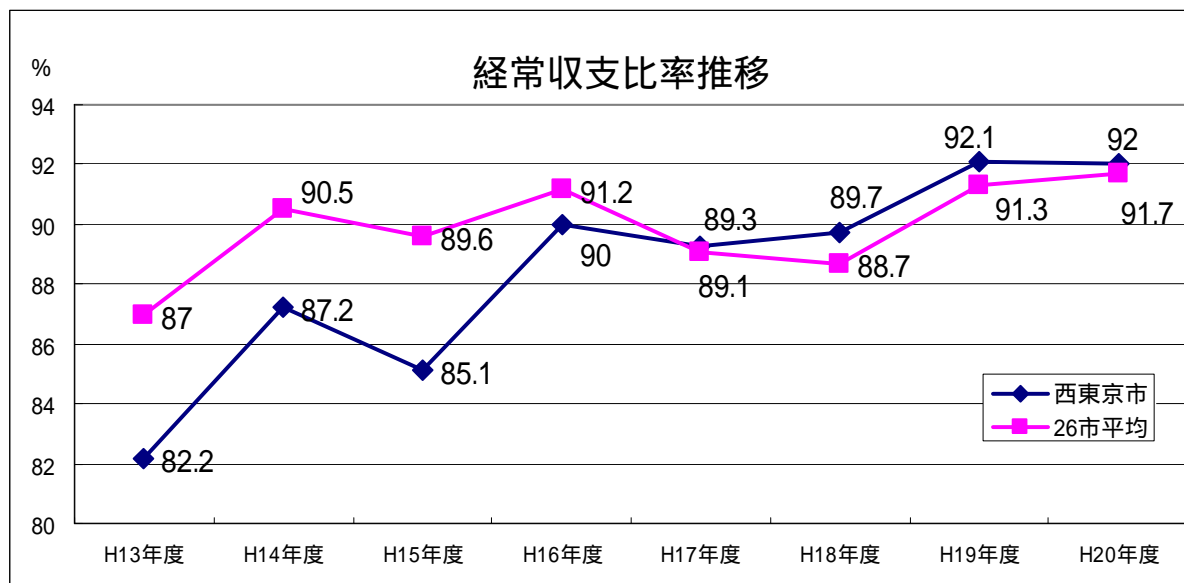
具体的な取り組みとしては、市民サービスの利便性向上、職員定数削減による人件費削減、民間活力の導入による経費削減や事業内容の充実、行政評価等による事務事業の改善・見直しなどを進めてきましたが、公共施設の統合整備や特別会計への基準外繰出金*の抑制、徴収体制の強化など、持続可能な行財政運営の確立に向けて市全体で取り組むべき中長期的課題も残されています。また、業務のアウトソーシングや行政評価*などについては、取り組みを充実させることで一層の効果が期待できます。

こうした状況を踏まえると、引き続き行財政改革を推進し、効率的で質の高い行政サービスの実現に向けて取り組みを進めるとともに、経常経費や市債、基金等を適正に管理していくことが必要となります。

【第二次行財政改革大綱の財政指標の状況】

指標名	指標から判断できる内容	20年度決算値（21年度目標値）
経常収支比率	財政構造の弾力性	92.0%（87.0%を超えない）
実質経常収支比率	財政構造の実質的な弾力性	100.9%（97.0%を超えない）
基礎的財政収支	財政構造の健全性	黒字（黒字化）
市債現在高倍率	将来の財政負担の健全性	149.0%（154.7%を超えない）
財政調整基金現在高比率	中長期的な財政運営の健全性	11.2%（10.0%程度を維持）

【経常収支比率の推移】



【第二次行財政改革の主な取組状況】

取り組み内容	結果（：成果、課題）
サービスの利便性向上	総合窓口*の設置、フロアマネージャー*の配置、マルチペイメント*の導入、ダイヤルイン*の実施
内部管理コストの削減	定員適正化計画*に基づき、平成 17 年度比で職員定数を 150 人程度削減し、約 12 億円のコスト削減 こもれびホール、スポーツ施設、田無庁舎等の施設維持管理の見直しを実施し、約 3 千万円のコスト削減
歳入の確保	市ホームページ等への有料広告*掲載や未利用市有地の処分により、約 4 億円の歳入増 市税・保険料等の徴収部門の連携による徴収率向上
受益者負担の適正化*	使用料・手数料・保険料等の見直しにより、約 15 億円の歳入増 市民一人一日当たりのごみ排出量を削減 一般会計*から国民健康保険特別会計*、下水道事業特別会計*への基準外繰出金の抑制
民間活力の導入	文化・スポーツ施設への指定管理者制度*の導入、保育園・学童クラブ等における民間委託の実施により、約 2 億円のコスト削減及び施設利用時間の拡大等のサービスの充実 民間活力導入に向けた市の業務・事務事業全般に関する検証
事務事業見直し	事務事業総点検・行政評価の実施により、約 13 億円のコスト削減 効果の検証を踏まえた行政評価制度の機能性の向上
公共施設の適正配置・有効活用	施設白書*の作成、公共施設保全計画*の策定 出張所の統廃合 公共施設の統合整備に向けた施設ごとの具体的取り組み

コスト削減、歳入増による財政効果額は、平成 17 年度から平成 21 年度の累計額。

2 第三次行財政改革の視点

間もなく合併から 10 年という節目の年を迎える中で、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。いわゆる「三位一体の改革*」や世界的な金融不安に端を発する経済危機の影響により財政環境が厳しくなる一方で、生活環境の悪化などを背景として行政需要も引き続き増加すると見込まれています。

そこで、本市の地域特性や社会経済情勢の変化、将来の人口動向などを踏まえて、第三次行財政改革を進めるに当たって留意すべき視点を以下のように整理します。

(1) 歳入面における財政規模の縮小への対応

合併新市としての基盤づくりの重要な財源となっていた合併に伴う国や東京都からの特例的な財政支援は、平成 23 年度以降段階的に縮小され、平成 27 年度で終了となります。また、最近の経済情勢の悪化による企業業績の低下や、それに伴う低所得者層の増加、少子高齢化による労働力人口の割合の減少などにより、市税収入は増加が見込めない状況です。

以上のことを踏まえると、歳入面では中長期的にみて財政規模が縮小することは避けられない状況となっており、今後数年間の間に、真に必要な行政サービスを見極めて自治体経営のスリム化を図る必要があります。

(2) 行政需要の量的・質的拡大への対応

近年の宅地開発等により子育て世代を中心とした人口の増加が続いていることや、少子高齢化による全人口に占める高齢者世代の割合の増加、最近の厳しい雇用・経済情勢を踏まえると、教育・福祉・保健・医療などの公的サービスへのニーズは高まっていくと見込まれます。また、価値観やライフスタイルの多様化により、その内容も変化しています。

以上のような質・量の双方の面における行政需要の拡大傾向は、当面の間続くものと考えられ、これに対応できる効率的で無駄のない行財政運営の仕組みを構築することが必要となります。

(3) 本格的な地方分権時代への対応

これまでの地方分権*の流れや、地域主権*の確立を目指す新政府の方針を踏まえると、各自治体が地域特性に応じて自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えるべき領域は拡大していくものと考えられます。一方で、多岐にわたる地域の公益的な課題の全てを行政だけで解決することは難しくなっています。

このため、均質なサービスを幅広く提供するという従来の発想から転換し、NPO*等の新たなサービスの担い手との連携・協力を推進するとともに、自治体自身の課題への対応力を高め、地域の主体性、独自性が発揮できるきめ細やかな行政サービスの提供の仕組みを構築する必要があります。

3 第三次行財政改革の実施期間

第三次行財政改革の実施期間は、残された課題の中には長期的な取り組みが必要とされるものがあることを踏まえ、平成 22 年度から 26 年度の 5 年間とします。

ただし、早期の対応が可能な事項については、前半の 3 年間に集中的に取り組みを行ったうえで、必要に応じて、平成 24 年度に社会経済情勢の変化や市政の全体方針との整合性を踏まえた中間の見直しを実施することとします。

【改革の実施期間】

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総合計画 / 基本構想			[実施期間]											
総合計画 / 基本計画			前期基本計画					見直し	後期基本計画					
次期総合計画 / 基本構想														
次期総合計画 / 基本計画													前期基本計画	
第1次行財政改革	[実施期間]													
第2次行財政改革				[実施期間]			見直し	[実施期間]						
第3次行財政改革												見直し	[実施期間]	

4 第三次行財政改革の評価指標

財政の健全化を図るうえでは、西東京市が特に注意する必要がある事項について同一の視点から経年変化を把握することが必要です。そのため、第二次行財政改革で評価指標に設定した 5 つの財政指標は引き続き評価指標とします。

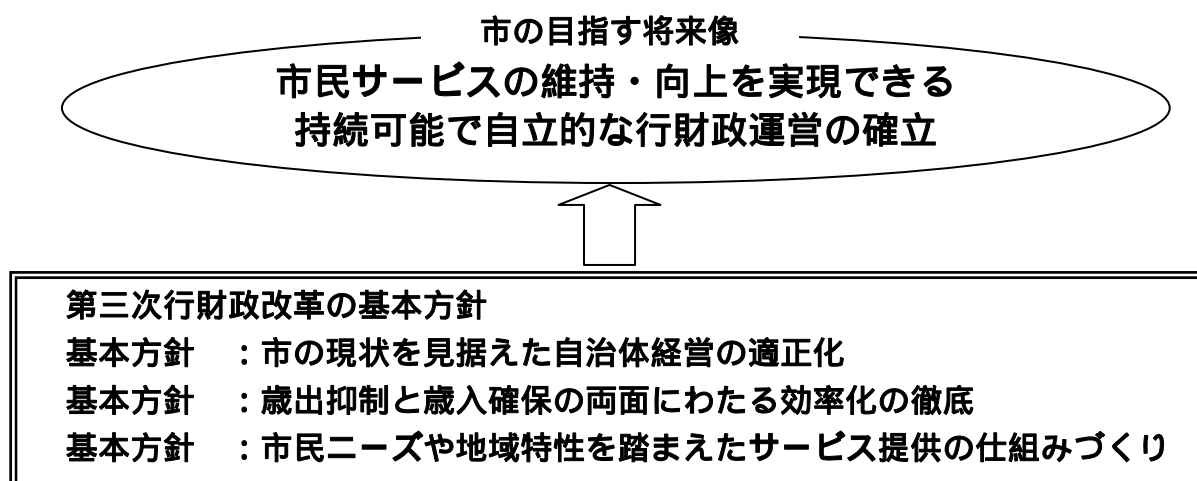
ただし、近年社会経済情勢が厳しく、地方財政制度も含めて流動的な要因が大きいことを踏まえ、目標値の設定は周辺環境の状況に応じて適切に行います。特に、経常収支比率については、改善に向けた持続的な取り組みが求められることから、短期目標とは別に中長期的に目指すべき水準を掲げるとともに、経常経費に占める割合の大きい人件費*・物件費*に関する新たな指標を設けます。

【評価指標の考え方】

指標名	考え方
経常収支比率	中間の見直しを行う平成 24 年度には都内類似団体*の平均水準、平成 26 年度には都内類似団体の最上位水準を目指す。
実質経常収支比率	中間の見直しを行う平成 24 年度には基金を取崩す必要のない水準、平成 26 年度には都内類似団体の平均水準を目指す。
基礎的財政収支	新たな債務の拡大を防ぐため、毎年度の基礎的財政収支の黒字を継続する。
市債現在高倍率	過度の将来負担を防ぐため、基準を設けて、市債現在高を一定規模に抑制する。
財政調整基金現在高比率	不測の事態に弾力的に対応できるよう、基準を設けて、一定規模の財政調整基金を確保する。
人口一人当たり人件費・物件費	経常経費中の割合の高い人件費、物件費等について、一定の基準を設けて抑制する。

第三次行財政改革の取り組みの方向性

先に整理した留意すべき視点を踏まえ、残された課題に的確に対応するため、市の目指す将来像と第三次行財政改革の基本方針を以下のように設定し、これに沿った具体的な実施計画を策定します。また、実施計画の中で、特に全庁的な連携や中長期的な視点が必要な項目については、他の項目と区別して重点課題と位置付けて取り組みます。



基本方針 市の現状を見据えた自治体経営の適正化

西東京市では、国や東京都の財政支援を活用しながら、「合併後の新しいまちづくり」を進めてきました。今後は、歳入面における市の財政規模の縮小が見込まれる中で、その次の段階である「将来にわたって安心して住み続けることのできるまちづくり」を行うことが求められます。

そこで、過度の将来負担が生じることのない、安定的で持続可能な適正規模の自治体経営を目指し、大局的な観点からの施策判断に基づき必要性の低くなった事業の縮小・統廃合を進めるP D C Aサイクル*の仕組みの強化や、質の高いサービスを効率的に提供できる公共施設の管理手法の検討を進めます。

(1) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実

従来から取組んできた、事務事業を一定の視点から評価・検証して見直しを行う行政評価制度*について、新たに施策を単位とする資源の適正配分の視点も加えて充実を図ります。また、限られた財源を有効活用するため、行政評価と連携した予算編成の強化や、組織の自立性を高めた予算編成手法の導入を進めます。

重点課題 施策評価*制度の効果的運用

社会的要請や市民生活にとっての重要度が高い施策分野を判定し、そこに重点的に人員や予算を投入する仕組みづくりを進めます。

(2) ファシリティ・マネジメント*に基づく公共施設の運用

公共施設を有効に活用して費用対効果の高いサービスを提供できるよう、総合的・長期的な視点から施設の運用のあり方を整理します。そのうえで、設備の老朽化や類似施設の新設、施設利用者の減少などの個別課題について検討し、公共施設の適正配置・有効活用について取り組みを進めます。

重点課題 公共施設の適正配置・有効活用

市民共有の貴重な資産である公共施設の運用方針を明らかにした上で、統廃合、機能融合等の公共施設の適正配置の取り組みを進めます。

基本方針 歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化の徹底

今後、公的サービスを生活の支えとする層がさらに増加すると見込まれる中、限りある行政資源を有効活用して、拡大し続ける行政需要に的確に対応していくためには、歳入・歳出両面における効率化が必要不可欠です。

そこで、行財政改革の中核として、引き続き、経常経費の削減やサービスの対価の適正化、市が有する債権の徴収率の向上、新たな歳入の仕組みの拡大等の取り組みを推進します。

(1) 行政内部の経常的な固定経費の削減

人件費や施設維持管理経費、システム関連経費など、行政内部の経常的な管理コストの削減を推進します。また、経費削減の一環として、契約における競争性の向上や環境に配慮した省エネルギー型の行政運営の実現を目指します。

重点課題 人件費の抑制

行財政改革の全体方針を踏まえて新たな定員適正化計画*を策定して職員定数を削減するとともに、時間外勤務を縮減し、人件費の抑制を適切に行います。

(2) 特別会計の健全化

国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計について、独立採算制*の原則に基づき、各会計内で収支の均衡を図ることを目指します。

重点課題 特別会計の健全化

保険料率や使用料の改定等を通じて、一般会計から国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への基準外繰出金の抑制を進めます。

(3) 受益者負担の適正化

市民負担の公平性の確保と効率的な事業執行の観点から、受益の程度やサービスの特性に応じ、使用料・手数料等各種サービスの受益者負担のあり方について検討し、適正化を進めます。

(4) 安定的な歳入構造の確立

市税や国民健康保険料、介護保険料など、市が有する債権の徴収率の向上に向けた取り組みを推進します。

重点課題 徴収体制強化の検討

債権徴収の効率化に向けて体制を整備し、関係部署間の連携強化や債務者の情報の共有化などを検討・推進します。

(5) 新たな歳入項目の創出

有料広告をはじめとする行政財産等を活用した新たな歳入の仕組みの拡大に向けて検討し、導入を推進します。

基本方針 市民ニーズや地域特性を踏まえたサービス提供の仕組みづくり

地方分権の進展により、自治体が担う事務の範囲の拡大や広域的な課題への対応が求められる中、市民の視点や地域の実情を政策立案に反映できる仕組みづくりが重要となります。

そこで、民間部門の力の活用や市民と行政との情報交換の仕組みの充実、新たな課題に対応できる体制の整備、職員のスキルアップ、他団体との協力関係の強化など、これまでの取り組みをさらに推進します。

(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供

業務委託・指定管理者制度等の推進やボランティア・市民活動との連携などにより、民間のノウハウや地域の団体、専門性の高い人材等、外部の資源を行政活動に幅広く取り入れることで、効率性の向上やサービスの充実を目指します。

重点課題 事務委託化等の推進

費用対効果やサービスの特性に応じて、最も適したサービスの実施主体や提供方法を選ぶことのできる仕組みを検討し、行政外部の力の活用を進めます。

(2) 市民目線による事務改善・効率化

市民の要望・意見を適切に把握できる仕組みづくりを進めるとともに、費用対効果やサービス向上の観点から、継続的な事務改善・効率化に取り組みます。

(3) 成果を重視した組織運営体制の整備

課題に対して主体的に対応できる機能的な組織のあり方について継続的に検討するとともに、目標達成に向けた職員の意欲と能力を有効に活用できる人事制度の確立に取り組みます。

(4) 市の役割の拡大に備えた対応力の強化

地方分権の進展による市の役割拡大や制度改変に備え、職員の専門性・政策立案能力の向上などの観点から職員研修等の能力開発支援の充実を図るとともに、他団体との広域的な協力関係の強化などの体制の整備を進めます。

第三次行財政改革の実施計画・実施項目

市の現状を見据えた自治体経営の適正化

(1) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
1	施策評価制度の効果的運用【重点】	総合計画事業の的確な進行管理と限られた行政資源の適正配分・有効活用を図る。	平成21年度の試行結果を踏まえ、市民満足度や事業の成果等に基づき、施策を単位とする評価を実施し、予算編成に活用する。	企画政策課	継続
2	事務事業評価制度の実施	総合計画事業をはじめとする各種事務事業の最適化・効率化を図る。	評価対象事業を再精査したうえで、事業の優先度、必要性、内容の適切さ等の観点から、事務事業を単位とする評価を実施し、事業の改善・見直しを行う。	企画政策課	継続
3	予算制度改革	財源を効果的・効率的に活用する予算編成方法の確立を目指す。	総合計画実施計画及び行政評価制度と連携した予算編成を実施する。 インセンティブ制度・シーリング*を本格導入するとともに、枠配分方式による予算編成手法を検討する。	財政課	再構築

(2) ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
4	公共施設の適正配置・有効活用【重点】	市民の利便性向上と施設運営の効率化を図る。	総合的・長期的な視点から、市有財産の戦略的な運用に向けた公共施設適正配置の基本方針を定める。 児童館等の新たに建設予定のある施設や、市民会館等の老朽化している施設等について、基本方針に基づき、統廃合、機能融合等による適正配置の取組を進める。	企画政策課 管財課 関係各課	継続
5	学校施設の適正配置	学校施設の計画的な更新、適正配置を進め、良好な学校教育環境を整備する。	合併による特例措置のある通学区域を見直すとともに、今後の年少人口の動向を踏まえた学校施設の統廃合、適正配置に向けて検討を進める。	教育企画課	継続
6	菅平少年自然の家の見直し	菅平少年自然の家のあり方を見直す。	施設老朽化や職員配置等の課題に対するこれまでの検討結果を踏まえ、菅平少年自然の家の見直しに向けた取り組みを進める。	教育企画課 社会教育課	継続
7	市営住宅の見直し	今後の市営住宅のあり方を見直し、施設運営の効率化を図る。	これまでの庁内における検討結果を踏まえ、市営住宅運営の方向性を定め、見直しに向けた取り組みを進める。	都市計画課	継続

歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化の徹底

(1) 行政内部の固定的な経常経費の削減

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
8	人件費の抑制（定員適正化）【重点】	適正な職員数による効率的な行政経営を目指す。	事業に必要な人員の再精査や、事務委託化、事業再構築、施設統廃合等を踏まえ、23年4月以降に適用する新たな定員適正化計画（平成22年度から平成25年度）を策定し、職員定数の計画的な削減を進める。	企画政策課	継続
8-2	人件費の抑制（時間外勤務の縮減）【重点】	業務執行の効率化による経費削減を図る。	職場の実態に即したノー残業デーの実施等により、職員の意識醸成・取組徹底を図る。 業務改善や状況に応じた応援体制づくりを推進するとともに、所属長による時間外勤務の適正な執行管理を徹底する。 柔軟な勤務体制の導入について検討する。	職員課 関係各課	新規
9	公共施設維持管理コストの削減	施設維持管理経費の削減を図る。	仕様や契約方法の見直しにより、経費の適正化を図る。大規模施設は分析調査を実施し、小規模施設に対する簡易分析等の手法を検討する。	企画政策課 管財課	継続
10	投開票事務の見直し	市民の利便性向上と選挙執行経費の節減を図る。	投票区の見直しや事務の一部委託化などによる効率化を推進する。 国や東京都の動向を踏まえ、電子投票について調査・研究を行う。	選挙管理委員会事務局	再構築
11	情報システムの効率的な運用	付加価値の高い行政サービスの提供、業務の効率化及びIT投資の適正化を実現する。	最適化計画に基づくネットワーク、端末、業務システムの再編を計画的に実施し、業務の効率化等を図る。 今後のシステム更新に備え、国や他自治体の動向にも留意しながら、より効率的な情報システムのあり方について検討する。 費用対効果に留意しながら、手続きのオンライン化を進める。	情報推進課	継続
12	契約・入札制度の改善	契約・入札における公正性、透明性を確保するとともに、競争性を高めて経費削減を図る。	電子入札について引き続き推進する。 総合的に優れた調達手段として、総合評価方式の導入などの取り組みを進める。	契約課	継続
13	省エネルギー対策の推進	環境に配慮した行政運営を実現するとともに、経費節減を図る。	エコアクション21に基づき、冷暖房機・照明機器・自動車等の適正使用を促進するとともに、省エネ型製品・設備の効果について検証し、導入に向けて検討する。	管財課 関係各課	新規

(2)特別会計の健全化

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
14	国民健康保険特別会計の健全化【重点】	独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。	医療費や医療制度等の動向を踏まえ、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、保険料の見直しを適切に行う。	健康年金課 (保険年金課)	継続
15	下水道特別会計の健全化【重点】	独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。	下水道審議会の答申を踏まえ、下水道使用料及び料金体系を計画的に適正な水準に見直す。 自然流下方式への変更によるポンプ場の廃止、公債費の繰上償還、広域連携による施設維持経費の削減などにより、管理経費の抑制を図る。	下水道課	継続

(3) 受益者負担の適正化

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
16	使用料・手数料の適正化	受益者負担を適正化し、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	各種手数料について定期的に検証し見直しを行うとともに、各種使用料等の取扱いに関する全庁的な課題について検討する。	企画政策課 関係各課	継続
17	施設使用料の定期的な検証	受益者負担を適正化し、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。	施設の使用料について、定期的に見直しを行う。 指定管理者制度の利用料金制を導入している場合には、見直し時期と指定期間との整合を図る。	生活文化課(文化振興課) 道路管理課 スポーツ振興課 学校運営課	継続
18	公共施設駐車場使用料の適正化	公共施設駐車場の使用に関して、受益者負担の適正化及び混雑の緩和を図る。	公共施設駐車場使用料に関する基本的な考えを整理し、公共施設駐車場使用料の見直しを行う。	企画政策課 管財課 関係各課	継続
19	保育料・学童クラブ育成料の見直し	受益者負担の適正化を図る。	子ども福祉審議会に諮問したうえで、保育料及び学童クラブ育成料について定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	保育課 児童青少年課	継続
20	サービスの利用者負担の適正化	限られた財源の中で、より利用しやすいサービスとなるように、受益者負担等のあり方を検討する。	健康診査やがん検診等の市民の健康増進に関するサービスについて、事業の一層の充実を図るとともに適正な対価について検討する。 各種高齢者福祉サービスについて、介護保険サービスとの負担の公平化に留意し、事業内容や利用者負担等の適正化を行う。	健康年金課(健康課) 高齢者支援課	再構築
21	私道整備における受益者負担の適正化	市民負担の公平性を確保するとともに、事業の効率化を図る。	私道整備における受益者負担の導入について検討・実施する。	道路建設課	新規

(4) 安定的な歳入構造の確立

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
22	徴収体制強化の検討【重点】	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	新設される債権回収対策担当による困難案件の処理、徴収部門間の連携による徴収体制の強化により徴収率の向上を図る。	納税課 関係各課	新規
23	徴収率の向上（市税）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	口座振替の促進、動産・不動産の公売、納税推進員による徴収強化などの取り組みを継続する。 債権回収対策担当と連携しながら、マルチペイメントネットワークによる新たな納入の仕組みを活用した納入促進を行う。 各種イベントにおける納税キャンペーンを実施する。	納税課	継続
24	徴収率の向上（国民健康保険料）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化、税部門との連携などの取り組みを継続する。 債権回収対策担当と連携しながら、マルチペイメントネットワークによる新たな納入の仕組みを活用した納入促進を行う。	健康年金課 （保険年金課）	継続
25	徴収率の向上（介護保険料）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取り組みを継続する。 債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取り組みを行う。 マルチペイメントネットワークによる新たな納入の仕組みを活用した納入促進を行う。	高齢者支援課	継続
26	徴収率の向上（保育料）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	口座振替の促進を継続するとともに、保育園送迎時における保護者との納付面談を組織的に行う。 債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取り組みを行う。	保育課	継続
27	徴収率の向上（学童クラブ育成料）	市民負担の公平性や財源の確保を図る。	保護者への連絡時に口座振替の利用促進などを行う取り組みを継続する。 債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取り組みを行う。	児童青少年課	継続

(5) 新たな歳入項目の創出

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
28	有料広告掲載の検討	歳入の確保	新たな媒体の検討も含めて、行政財産等への有料広告の充実を図るとともに、ネーミングライツについて検討する。	企画政策課 関係各課	継続
29	未利用市有地の処分	未利用市有地を売却して歳入の確保を図る	未利用市有地の効果的な売り払いを計画的に推進する。	管財課	継続
30	未利用市有地の有効活用	未利用市有地を活用して歳入の確保を図る	有料駐車場の運営等、未利用市有地を活用した財源確保策について検討する。	管財課	新規
31	法定外公共物の適正な管理・処分	不用な法定外公共物について適切な処分を行い、歳入の確保を図る。	現況調査等を計画的に実施したうえで、国から譲与を受けた法定外公共物（里道・水路）の適正な管理・処分を行う。	管財課 道路管理課 下水道課	継続

市民ニーズや地域特性を踏まえたサービス提供の仕組みづくり

(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
32	事務委託化等の推進【重点】	行政サービスの質の向上とコストの低減を図る。	窓口サービスや施設運営など、市の業務・事務事業全般について、最も適した実施主体を検証する。 検証結果に基づき、民間委託や指定管理者制度の活用等、行政外部への委託化等を推進する。	企画政策課 関係各課	継続
33	指定管理者制度の効果的活用	指定管理者制度導入施設について、一層の市民サービスの向上と行政コストの縮減を図る。	モニタリング、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。	企画政策課 生活文化課（文化振興課） スポーツ振興課 道路管理課	再構築
34	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）	団体を取り巻く環境の変化に対応した自立した経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。	市の福祉施策を踏まえ、事業や運営に関する基本方針等の策定を要請し、経費削減、定員管理の適正化、自主財源の拡充を図る。	生活福祉課	継続
35	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）	団体を取り巻く環境の変化に対応した自立した経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。	中長期的な事業計画の見直しを要請し、就業率の向上などにより、自主財源の拡充を図る。	生活福祉課	継続
36	保育園の民間委託	民間活力を導入し、事業の効率化とサービスの向上を図る。	各保育園の機能や保育施策の全体方針を踏まえ、関係者への説明を十分にしながら、保育園の民間委託を計画的に進める。	保育課	継続
37	児童館・学童クラブの民間委託	民間活力を導入し、事業の効率化とサービスの向上を図る。	児童館を機能別に整理したうえで、関係者への説明を十分にしながら、児童館・学童クラブの民間委託を計画的に進める。	児童青少年課	継続
38	公民館の運営体制の見直し	公民館機能の充実と運営の効率化を図る。	より効率的・効果的な事業執行に向けて、嘱託職員（専門員）の能力を有効活用できる職員体制を検討し、運営体制の見直しを行う。	公民館	再構築
39	図書館の運営体制の見直し	図書館機能の充実と運営の効率化を図る。	より効率的・効果的な事業執行に向けて、ICタグシステムの活用や事務の委託化など、運営体制の見直しを行う。	図書館	再構築
40	協働*の促進に向けた環境整備	多様な活動主体との協働により地域課題を解決し、市民サービスの向上を図る。	新たな協働事例のコーディネートに取り組むなど、市民協働推進センター事業の充実を図る。 協働の推進に向けた職員の意識を醸成し、協働事業の促進を図る。	企画政策課 （協働コミュニティ課）	継続
41	地域コミュニティとの連携のあり方の検討	地域コミュニティによるまちづくりを推進する。	防犯・防災・見守りなどの地域課題に主体的に取り組む地域コミュニティとの連携のあり方を検討する。	生活文化課 （協働コミュニティ課）	新規

(2) 市民目線による事務改善・効率化

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
42	証明書等発行事務の 利便性向上	市民の利便性を向上させるとともに、窓口の混雑を緩和する。	住民票等自動交付機の設置場所ごとの利用状況や市民ニーズを踏まえ、適正配置を推進する。 郵便局やコンビニエンスストアにおける証明書等の発行について、調査研究を行う。	市民課	継続
43	はなバス事業の見直し	市民の利便性向上やバス運行業務の効率化を図る。	交通会議での検討結果を踏まえ、運行ルートを見直すとともに経費を抑制する。	都市計画課	新規
44	市民の声の庁内共有と活用の推進	市民の声（提案、意見、要望等）を庁内で共有し、事業執行に活用する。	市民意見等の活用に関する統一基準の周知徹底を行い、市民の声の庁内共有を一層の促進する。	秘書広報課	継続
45	市民意識調査の実施	市民ニーズや市民満足度を把握し、市政運営に活用する。	施策評価や次期総合計画をはじめとする各種計画の基礎資料として市政運営に活用するため、市民意識調査を定期的実施する。	企画政策課	継続
46	市民参加制度の充実	市民の参加状況の向上を図り、より効果的に事業執行に市民の視点を取り入れる。	電子アンケートや電子会議室など、ICTを活用した市民参加手法を推進する。 より多くの人が参加できる新たな市民参加の仕組みを検討する。 リーフレット等により市民参加制度の周知を行う。	企画政策課 秘書広報課	新規

(3) 成果を重視した組織運営体制の整備

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
47	継続的な組織再編の検討	新たな地域課題や市民ニーズに的確に対応できる、自主性や主体性を発揮しやすい機能的な組織機構を構築する。	迅速な意思決定や機動性ある対応、庁内分権、関係部局間の連携強化に資する成果重視の組織機構・執行体制の構築に向けて検討する。	企画政策課	新規
48	成果を重視した人事考課制度の運用	職員の職務に対する意欲増進を図り、成果向上につなげる。	能力・業績重視の人事考課制度を適正に運用するとともに、勤務評定結果を給与等へ反映する仕組みを確立する。	職員課	継続
49	職員の能力の有効活用	意欲ある職員が能力を最大限に発揮できる職員配置を行う。	今後の委託化等の状況を踏まえ、技能労務職から一般行政職への任用替えを積極的に進める。 公募制人事、再任用職員の有効活用など、職員の能力、経験、実績等を的確に反映できる人事制度の検討を行う。	職員課	新規

(4) 市の役割の拡大に備えた対応力の強化

	実施項目	目的	取組の概要	担当課 関係課	種別
50	職員研修・能力開発支援の推進	高度化・多様化する行政需要を的確に捉え、事務事業を効率的に執行する職員の能力開発を支援するとともに、人材育成の仕組みを強化する。	職場のニーズを踏まえ、職務の遂行に必要な研修を計画的に実施する。 OJT（職場内研修）の推進に関する管理職等への研修を実施する。 新規採用職員の指導育成に関する管理職・育成担当者への研修を実施する。	職員課	継続
51	市の役割拡大に対応した職員の能力開発	地方自治体の役割拡大による業務の専門化・高度化に対応できるよう、職員のスキルアップを図る。	職員の政策立案能力の向上を目指して、政策法務研修の充実を図る。 地域主権の推進に対応できるよう、専門性・特殊性のある能力を開発する仕組みについて検討する。	職員課	新規
52	地方分権改革への対応	新たな地方分権の動きに対応した取り組みを進める。	地方分権改革（地域主権の確立）の動向を把握し、制度変更に対応した市の取り組みを検討する。 基礎的自治体の役割拡大に対応できるよう、これまでの取り組みを踏まえ、広域連携のさらなる推進に向けて検討する。	企画政策課	再構築

用語解説(50音順)

あ行

* 一般会計

下水道特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計を除く、税収入を主な財源とする地方公共団体の根幹となる会計の区分であり、市民サービスの大半を取り扱っている。いわゆる市の会計といえばこの会計を意味する。

* N P O

N P Oとは、Non Profit Organization の略称で、民間非営利団体と訳され、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体のことを指す。なお、N P O法人とは、平成 10 年 12 月から施行された特定非営利活動促進法(N P O法)に基づいて認証される法人で、平成 21 年 8 月現在、全国のN P O法人数は約 38,000 となっている。

か行

* 基準外繰出金

国民健康保険事業や下水道事業は、独立採算制の考え方から事業に必要な経費は当該事業の収入や法令で定められた国や都からの支出金等で運営することが原則であるが、これらの歳入で不足する分を市の一般会計からの繰出金により補填している。この法定基準を超える繰出金を基準外繰出金という。

* 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

歳入・歳出予算から、市債借り入れと元利償還金の影響を取り除いた収支のこと。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわしている。財政構造の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 行政評価制度

政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から、統一的な基準によって評価するもの。行政の目標を設定して成果を分析することで、成果重視の行政の実現につながる。

* 協働

公共サービスの企画や実施に関して、行政と市民、N P O、企業、大学などが対等のパートナーとして互いの立場を尊重しながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること。

* 経常収支比率

市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源(経常一般財源)に対する、人件費、扶助費、公債費など毎年度義務的・継続的に支出する必要が

ある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の割合。一般的に70～80%が適正水準といわれている。財政構造の弾力性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 下水道事業特別会計

公営企業である下水道事業について、一般会計とは区分して経理したもの。本来独立採算制を適用して下水道料金を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、普通会計からの多額の繰出金が必要となっている。

* 公共施設保全計画

西東京市内の公共施設について、施設の長寿命化、維持管理費の削減、財政負担の平準化を図るため、経過年数や劣化度等から中長期的な計画保全の実施時期と経費の推計を示したもの。

* 国民健康保険特別会計

公営事業である国民健康保険事業について、一般会計とは区分して経理したもの。本来独立採算制を適用して保険料を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、普通会計からの多額の繰出金が必要となっている。

さ行

* 財政白書

西東京市の財政状況を公表するためにわかりやすくまとめたもので、平成17年度から毎年発行している。

* 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、地方財政法で設置が義務付けられている。財源不足時の穴埋め、災害対策、緊急に必要となった公共事業等、財産取得、地方債の繰上げ償還の場合に取り崩すことができる。

* 財政調整基金現在高比率

標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合を示すもので、中長期的な視点での財政運営の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 「三位一体の改革」

地方分権の一環として国と地方との財源構造を改革する動き。国からの補助金の見直し、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲という三つの改革を同時に行うという意味で「三位一体の改革」と呼ばれる。

* 施策評価

行政評価制度のうち、事務事業のまとめりである施策を単位として評価するもので、施策の達成状況や有効性から成果を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図るという

もの。西東京市では、平成 21 年度に試行的に実施されており、平成 22 年度から導入される予定である。

* 市債現在高倍率

標準財政規模に対する市債の残高の割合を示すもので、将来負担の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 施設白書

公共施設の見直しと適正配置に向けた基礎的な資料として、平成 19 年 10 月に西東京市内の各施設の現状と課題をまとめたもの。

* 実質経常収支比率

経常収支比率の算定に含まれない特別会計への繰出金を、実質的な経常経費とみなして算定要素に含めた場合の経常収支比率であり、財政構造の実質的な弾力性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法の改正により導入された制度で、公の施設の管理運営を公共セクターに限らず、民間事業者や N P O 法人などに委任できるというもの。民間の効率的手法を導入することにより、コスト削減とサービスの向上を図ることを目的とする。

* 市民参加

市の政策形成段階に市民の意向を反映させ、まちづくりを行っていくこと。西東京市では平成 14 年 10 月 1 日に、市民参加の基本的な考え方と政策立案過程における具体的な参加手続を定めた市民参加条例を施行している。

* 事務事業評価

行政評価制度のうち個々の事務事業単位を対象に評価を行うもので、西東京市では平成 18 年度からの 3 年間で、市の裁量の余地のある事務事業（約 450 事業）について、単年度約 150 ずつ評価し、個々の事務事業の見直しを実施した。

* 事務報告書

毎年度終了後、当該年度に実施した事務事業の状況をまとめた西東京市の報告書のこと。決算審査の資料としても活用される。

* 受益者負担の適正化

行政サービスのうち受益者が特定できるサービスについて、その受益者から一定程度の本人負担を徴収することをいう。使用料、手数料などが受益者負担の代表例とされる。特定の行政サービスを受けるものと受けない者との間での負担の公平性が図られる面もある。

* 情報システムの最適化

市で稼働している業務システムやネットワークを対象に、構築・運用体制、データ体系、システム構成について、作業利便性やコスト面から共通基盤を構築し、サービス向上とシステム関連経費の削減を図るもの。

* シーリング

次年度の予算編成過程において各課から出される概算要求（次年度予算で使いたい歳出額の見積もり）が安易に過大な要求とならないよう、事前に設けられる概算要求の上限のこと。

* 人件費

歳出を性質別に分けた場合の一区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当する。

* 総合窓口

ワンストップサービスの一環として、複数の用件を1ヶ所の窓口で受け付けられるよう、西東京市が実施している市民課総合窓口のこと。市民税課、納税課、健康年金課、子育て支援課、高齢者支援課等の受付業務の一部を再編し統合している。

た行

* ダイヤルイン

市役所に電話する際、代表電話から交換手を通ることなく、直接担当課に通じる方式。西東京市では、平成19年7月1日から導入されている。

* 地域経営戦略プラン

平成17年9月に、行財政改革大綱（平成14年7月）の成果と課題を検証し、平成17年度から21年度までの5年間を取組期間として策定した第2次行財政改革大綱。財政の健全化や分権社会にふさわしい行財政運営の仕組みづくりを目標として61項目の改革に取り組んでおり、平成20年度までに80億円（累積）の財政的効果を生み出している。取組期間の中間年度に当たる平成19年度に、改革内容の見直しを行っている。

* 地域主権

地域のことを地域に住む住民が決めることであり、民主党を中心とする連立政権が推進している。「地域主権」を早期に確立する観点から平成21年11月17日、内閣府に「地域主権戦略会議」が設置された。

* 地方分権

国と地方公共団体との関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成12年4月1日に施行された地方分権一括法が契機となった。

* 地方分権一括法

平成12年4月1日に施行された法律で、正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律

の整備等に関する法律』。国と地方公共団体との関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直し、事務権限の委譲などを内容としている。

* 定員適正化計画

西東京市の職員数を適正に管理するための計画のこと。現行の第二次定員適正化計画では、平成 22 年度当初において正規職員 1,064 人、再任用職員 36 人の合計 1,100 人体制を目標としている。

* 特別会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。平成 21 年度の西東京市には、国民健康保険、下水道事業などの 8 つの特別会計がある。

* 独立採算制

財貨またはサービスの対価として料金を徴収し、それにより新たな財貨またはサービスを再生産し、企業活動を続けていくこと。

な行

* 西東京市行財政改革大綱

平成 14 年 7 月に、平成 14 年度から 16 年度までの 3 年間を取組期間として策定した行財政改革を推進するための指針。「コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営」、「市民との連携による行政運営」、「市民に便利で分かりやすいサービス提供」という 3 つ方向性から 81 項目の改革に取り組み、19 億 6,300 万円の財政的効果を生み出した。

は行

* P D C A サイクル

P (P l a n) \ D (D o) \ C (C h e c k) \ A (A c t i o n) で表される活動の検証サイクルモデル。企画・立案し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を、再び企画立案段階に活かしていくというねらいがある。

* ファシリティ・マネジメント

企業・団体などが所有または使用するすべての施設を対象に、そのあり方を最適に保つことを目的として、総合的・長期視点から企画・管理・活用する経営管理活動。

* 物件費

歳出を性質別に分けた場合の一区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や、使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当する。

* フロアマネージャー

受付窓口の周辺を巡回しながら、窓口案内や申請手続等の補助など利用者がスムーズに用件を済ませることができるように配置された職員のこと。

ま行

* マルチペイメント

地方公共団体及び収納機関と金融機関等とをネットワークで結ぶことにより、ATM、携帯電話、パソコン等の各種チャンネルを利用して公共料金等の支払いができるサービス。

や行

* 有料広告

自治体の広報媒体等を活用して民間事業者の広告を有料で掲載する増収策のこと。ホームページ、市報、封筒などで有料広告を掲載することが多い。

ら行

* 類似団体

全国の市町村(特別区含む)を「人口」及び「産業構造」をもとに88の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体のこと。

わ行

* ワンストップサービス

利用者の利便性を考慮し、複数の用件を1ヶ所の窓口で受け付けられる窓口サービスのこと。